

ちやいれっく 西新井駅前保育園

2025 年度入園のご案内 (重要事項説明書)

〒123-0843

東京都足立区西新井栄町 2-3-7



ちやいれっく西新井駅前保育園

TEL 03-5888-7916

FAX 03-5888-7917

目 次

運営事業者について	2
保育理念・保育方針・保育目標	4
月極保育のご案内	7
入園されてからのお願い	11
入園時に用意していただくもの	13
一日の保育の流れについて（デイリープログラム）	14
年間行事予定	15
お子様の病気・ケガなどの対応、身体測定・健康診断について	16
感染症対策について	17
保育園での与薬について	23
災害に備えて	24
災害時の連絡手段について	25
給食について	26
食物アレルギー児への対応について	27
ご意見・苦情・相談について	28
プライバシーポリシー	29
その他	31
提出書類一覧表	32

運営事業者について

運営会社	株式会社プロケア	創立	1999年12月24日
本社	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-30-4 30 山京ビル 3 階 TEL : 03-6233-7800 FAX : 03-6233-7433		
支社	大阪支社/札幌支社/名古屋支社		
代表取締役	秋山 登史子	HP	https://www.procare.co.jp
事業概要	保育所の運営（公設民営、認可保育所、東京都認証保育所、小規模保育室等、一時預り等）		
	子育て支援センターの運営受託		
	学童クラブ運営（学童施設、全児童対策施設）		
	児童館運営		

2025年4月現在

保育園の概要

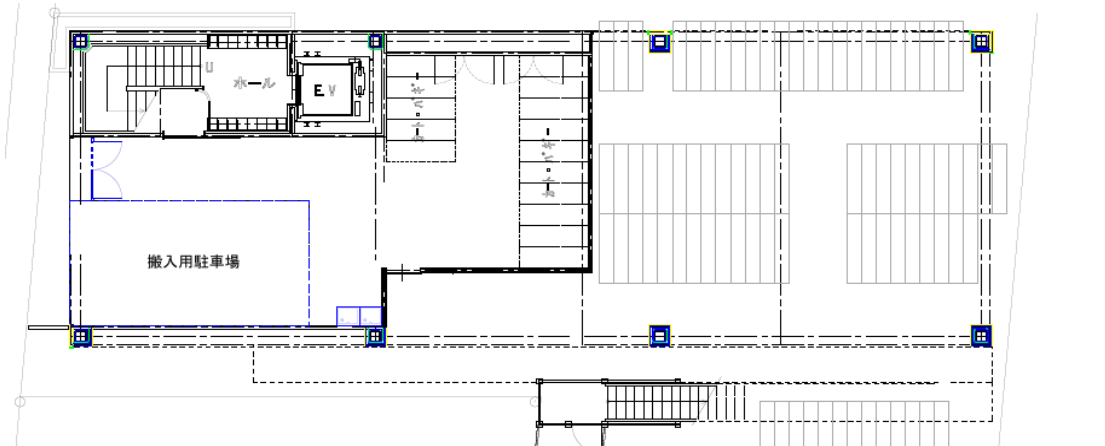
名称	ちゃいれっく西新井駅前保育園	開園年 月日	2020年4月1日
住所	〒123-0843 東京都足立区西新井栄町 2-3-7		
電話・FAX	電話 03-5888-7916 / FAX 03-5888-7917		
園長	高橋 緑		
取扱う保育事業	産休明け保育、延長保育、年末保育、発達支援児保育、乳幼児すこやか相談の実施		
利用定員	60名（0歳児6名、1歳児10名、2歳児11名、3歳児11名、4歳児11名、5歳児11名）		
開園時間 休園日	月～金 7:00～20:00 土 7:00～20:00 日曜日・祝日・年末年始（12月31日～1月3日まで）		

建物構造	S 造			
築年月	令和2年2月			
延床面積	581.2 ㎡			
	0.1 歳児室	53.19 ㎡	調理室	15.25 ㎡
	2.3.4.5 歳児室	127.12 ㎡	調乳室	2.43 ㎡
	事務室・職員室	19.42 ㎡	トイレ	23.07 ㎡
	医務室	1.5 ㎡	その他	339.22 ㎡
屋外遊戯場	518.6 ㎡ （屋外遊戯場代替場所：西新井栄町一丁目児童遊園）			

職員体制

足立区が定める職員配置に基づき、児童数に応じた職員数を配置します。尚、開所時間には必ず 2 名以上の保育士を配置し保育にあたります。

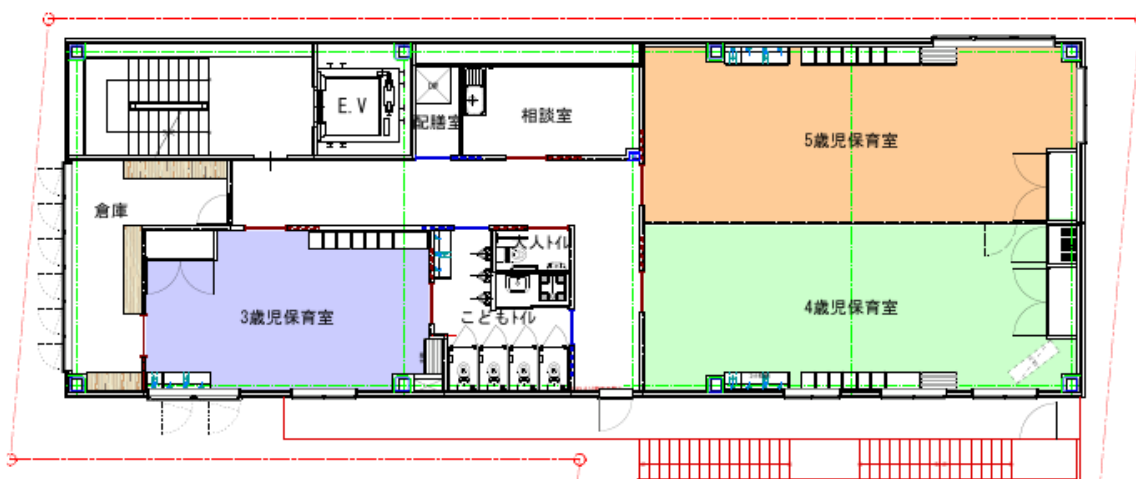
保育室図面



1F



2F



3F

保育理念・保育方針・保育目標

プロケアの使命

「子育て支援を通じて社会に貢献する」

私たちは、子育て支援企業として、子ども達の成長と保護者と保育の楽しさを共有し、地域に愛される会社を目指してまいります。

そして、子育てに不安のない、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて、微力ながら努めてまいります。

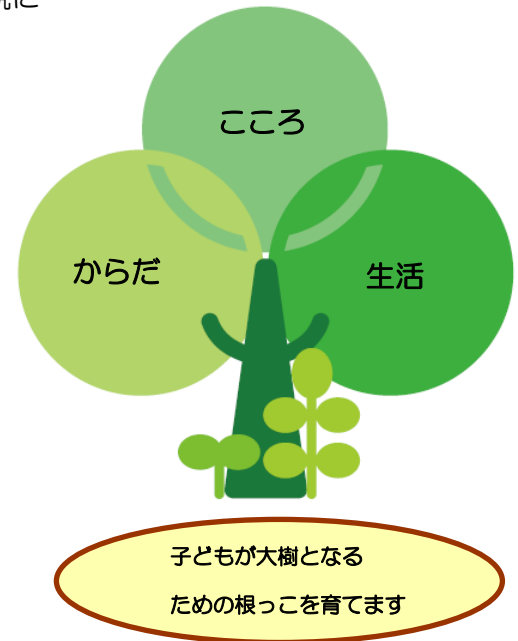
保育理念

『大地にがっしりと根を張る＜大樹＞となってほしい』

この子らは

どんな葉を茂らせ、どんな花を咲かせ、どんな実をつけて人を笑顔にするのだろう。

子どもたちが＜大樹＞と育つための、その基となる＜根っこ＞を育てるお手伝いをしたい、そうプロケアは願っています。



保育方針

＜こころ＞＜からだ＞＜生活＞の三位一体の保育を目指します。

【こころ】温かい「第二の家庭」を提供し、心の豊かさを育む

【からだ】生活のリズムを整え、食育に取り組み、健やかな身体を育む

【生活】様々な経験を通じて、主体性と協調性を育む

園の保育目標

1. げんきな子
2. おもいやりのある子
3. さいごまでがんばる子

子どもの保育目標

0 歳児	● ゆったりとした環境の下で生理的欲求が満たされ情緒が安定する。 ● 感覚機能を刺激して機嫌よく生活をする。
1 歳児	● 保育士等との安定した関係の中で、生活リズムがすこしずつ身につく。 ● 探索活動を十分楽しみ、新たなものへの興味が広がる。
2 歳児	● 保育士等と一緒に友達と関わって遊ぶ。 ● 自分の事は自分でしようとする気持ちが育つ。
3 歳児	● 基本的生活習慣が身につき、自信を持って生活ができる。 ● 自らいろいろな遊びに取り組み、自分の思いを表現できる。
4 歳児	● 身の回りのことが自分でできる。 ● 友達とお互いにイメージや考えを伝え合いながらいろいろな遊びを楽しみ、友達関係を深める。
5 歳児	● 身の回りのことがしっかりできる。 ● 保育士等や友達と関わる中で、自立的・意欲的に活動し、個人や社会生活に必要な習慣や態度が身につく。

リズム遊びについて

ちゃいれっく保育園では、リズム遊びを取り入れています。このリズム遊びは生まれてから成長する身体の動きが基本になっています。

寝返り→ずり這い→ハイハイ→高這い→歩行へと進み、金魚・お馬の親子・とんぼのめがね等の親しみのある曲に合わせて体を動かします。

ハイハイの大切さをご存知でしょうか。ハイハイは骨盤を安定させバランス感覚を養い脳の発達に非常に重要な役割があります。また、指先から足先までを全てを使う基本の動きであり、人として発達する上での大切な始めの動きになります。

園では、ハイハイの動きをはじめ、体幹づくりや指先への分化を促し、道具（箸・はさみ）を使いこなしながら遊びを豊かに発展させます。

★リズム遊びで大切にしていること

①異年齢で実施

大きな友達や自分より出来る友達から刺激を受け、見て学び、自分も出来るように頑張ったり、順番を守ったり、自分の番になるまでの時間を待つこと等、**非認知能力（※）**が身につきます。

②毎日繰り返し実施

毎日同じことを繰り返し行うことで、昨日できなかったことが出来るようになり自信につながったり、毎日の積み重ねで体幹がしっかりと育ちます。

③一人一人が主役

年齢ごと順番に取り組むことが基本ですが、一人ずつ見せ場を作ったり、出来た事をみんなで喜んだりする場面を大切にしています。年齢に関わらず発達の進み具合は子ども一人一人違います。得意なこと

も人それぞれです。毎日実施することで出来ない事が出来る様になり自信につながり、みんなに認められ自尊心が育まれていきます。

目標や意欲、興味や関心を持ち、粘り強く、仲間と協調して取り組む力。リズム遊びは体幹だけではなく心も強くし、生きる力を養います。

(※) 非認知能力とは

非認知能力 = 外から見えにくい心のスキル・能力（社会情動的スキル）

- ・必要な時に集中できる集中力
- ・必要と思うと我慢が出来る忍耐力
- ・失敗をしても気持ちを切り替えて頑張る

読み聞かせについて

絵本は子どもの成長に欠かせない、大切なアイテムです。

読み聞かせにより、多くの言葉に触れることで、「話す」「聞く」「表現する」力を高めるきっかけになります。

ちやいれっく保育園では絵本を保育に活用すべく、食育との連動だけでなく行事でもその世界観を再現してみたり、子どもたちにとって身近な存在として、興味や関心を高められるように取り組んでいます。

食育について

ちやいれっく保育園の食育活動として、定期的実施するクッキング保育や、野菜の栽培等、食材に直接触れることで硬さや大きさなどを知り「食」への興味・関心を持てるよう「触覚」にも訴えています。また、旬の食材（野菜や果物）を給食に取り入れ、おいしく栄養価の高い食事四季を感じることや、毎月のお誕生日会や子どもの日、ひな祭りなどの行事食は可愛いデコレーションで、目にもおいしく楽しい給食を提供することを大切にしています。

単に食べるだけでなく、「食」に関わる様々なことへの興味関心を深めるため、給食スタッフと保育士が連携して食育を行います。

身体の成長と同時に、豊かな人間性（こころ）を育てることを目指しています。

月極保育のご案内

1、対象

- 生後 57 日目～就学前までのお子さま
- 就労や介護等、家庭において保育が困難である方で、足立区の支給認定証の交付を受けている方。

2、ご契約について

(1) 入園手続き : 入園の手続きについては「足立区子ども施設入園課 入園第一係～第三係」にて行います。

電話番号：03-3880-5263

※当園での手続きは行えませんのでご了承下さい。

(2) 保育時間 : 利用できる時間帯

※「保育標準時間」、「保育短時間」の認定区分により利用できる時間帯が異なります。

■保育標準時間認定（11 時間）

時 間 （ 月 ～ 土 ）	7：30～18：30
延長時間（月～土）	朝）月～土 7：00～7：29
	夕）月～土 18：31～20：00

■保育短時間認定（8 時間）

時 間 （ 月 ～ 土 ）	8：30～16：30
延長時間（月～土）	朝）月～土 7：30～ 8：29
	夕）月～土 16：31～18：30



3、保育利用について

保育に欠ける状態であること、就労においては勤務時間と通勤時間利用となっております。また、平日・土曜日ともに、保護者の方が一方でもお仕事がお休みの場合、家庭保育をお願いいたします。利用に関してはご相談ください。

4、延長保育利用について

(1) 利用要件

- ・ 延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。
- ・ 保護者の方どちらかのお仕事がお休みの場合は、原則として利用する事はできません。

(2) 延長保育の種類

- ①月ぎめ延長保育：勤務時間などの理由で延長保育時間帯に保育が必要である方
- ②スポット延長保育：勤務時間などの理由により単発で延長保育を利用する場合

(3) 申込み方法

●事前申し込み

- ・ 月ぎめ延長保育及びスポット延長保育を利用する方は、事前に当保育園にお申込みください。
- ・ お申込みは、原則利用する月の前月 20 日までに「月ぎめ延長保育申込書」（単発利用の場合は「スポット延長保育申込書」と「勤務証明書」を園に提出して下さい。
※原則事前申請となります。
- ・ 月ぎめ延長保育の利用を変更・解除したい場合は変更・解除する月の前月 20 日までに「月ぎめ延長保育（変更・解除）届出書」を園に提出して下さい。
※原則事前申請となります。
- ・ 当日急な残業が発生した等、やむをえない場合はスポット延長保育利用となります。必ず **16 時**までに園へご連絡ください。

(3) 利用にあたっての注意

- ・ 月ぎめ延長保育ご利用の方で、申込時間より利用日数が少なかった場合について返金の対応はできませんのでご了承ください。
- ・ 交通機関をご利用の場合の電車遅延等についても延長料金が発生いたします。

(4) 利用料について

- ・ 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料をご負担いただきます。
- ・ 延長保育利用の補食、夕食を提供いたします。（補食、夕食の急な申し込み・キャンセルは遅くとも **15 時**までにお願い致します。※15 時を過ぎた場合は夕食代を徴収いたしますのでご注意ください。）
- ・ 補食代は延長保育料に含みます。夕食代は **1 食 500 円**です。
- ・ その他サービスとして、おむつサブスクリプションがあります。（有料）
- ・ 新たにその他の実費徴収をする場合は、足立区と協議し、保護者の同意を得たうえで実費徴収する場合があります。

【利用料】 ※補食代を含みます

	時間帯	世帯区分	1歳児以上	0歳児
月ぎめ 延長保育	7:00～7:29	A、B 階層	月額 600 円	月額 900 円
		C、D 階層	月額 2,500 円	月額 3,750 円
	18:31～19:30 (1 時間延長)	A、B 階層	月額 1,000 円	月額 1,500 円
		C、D 階層	月額 4,000 円	月額 6,000 円
	18:31～20:00 (1 時間 30 分延長)	A、B 階層	月額 1,750 円	月額 2,625 円
		C、D 階層	月額 7,000 円	月額 10,500 円
スポット 延長保育	7:00～7:29	全ての階層	日額 400 円	日額 600 円
	18:31～19:30 (1 時間延長)		日額 800 円	日額 1,200 円
	18:31～20:00 (1 時間 30 分延長)		日額 1,400 円	日額 2,100 円
	① 7:30～8:29 ② 16:31～18:30	全ての階層 (短時間認定 子どものみ)	日額 500 円	

※短時間認定の 7:00～7:29 及び 18:31～20:00 の料金は、標準時間認定のスポット料金と同額です。

6、お支払方法

請求書は毎月 20 日にアプリへ配信し（20 日が土日祝日の場合は翌営業日）、原則、口座振替（自動引落）にてお支払い頂きます。（手数料：弊社負担）

※振替ができなかった場合は、指定の銀行口座へお振込みください。（手数料：ご利用者様負担）

延長保育料、他	月末締め、翌月 20 日請求、28 日振替（引落）
---------	---------------------------

※振替（引落）日が土日祝日の場合は、翌営業日に振替（引落）をいたします。

7、土曜保育について

土曜日利用の場合は、「登降園予定表」にご両親の勤務時間を記入の上、「勤務証明書」と合せてご利用の前月 20 日迄に提出をお願い致します。

8、保育園と保護者の連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭と連携を密にして保育を行います。心配なこと、わからないことはいつでも職員にお尋ねください。

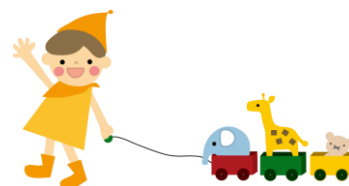
連絡帳	0～2 歳児クラスにつきましては保育園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳アプリを活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育園側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。 幼児（3～5 歳児クラス）につきましては、連絡帳アプリを必要に応じてご利用ください。
おたより配信	月に1回、園だより・クラスだより・保健だより・給食だより・献立表をアプリへ配信します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。 （書面で必要な方はお申し出ください。）

7、賠償責任保険の加入状況について

- ・不慮の事故が発生した場合には、下記の保険の範囲内で対応させていただきます。

保険の種類	賠償責任保険	傷害保険
対 象 事 故 (内容)	保育業務の過誤により発生した民法上の賠償責任	保育中の偶然な事故による怪我
補償額	<施設賠償責任保険> 対人：1 名・1 事故 10 億円 対物：1 事故 1000 万円 <生産物賠償責任保険> 対人：1 名・1 事故 10 億円 （保険期間中 10 億円） 対物：1 事故 保険期間中 1000 万円）	死亡 277 万円 入院保険日額 3000 円 限度日数 ⇒180 日/入院日額 通院保険日額 2000 円 限度日数 ⇒90 日/通院日額

- ・付き添い看護料は補償対象ではございませんので、ご了承ください。
- ・通院が長期にわたる際、通院が必要である旨の証明をお願いする場合がございます。
- ・体質的な要因での症状(発疹、アレルギー等)は補償対象外となります。
- ・職員の静止や声掛けがあったにもかかわらず起こってしまった事故については、補償対象外になる場合もございます。(園に過失がない場合は補償対象外)



入園されてからのお願い

1. 登園について

- 送迎は、登録者（送迎者登録票に記載の方）に限らせていただきます。
- トイレ・おむつ替えは済ませた上での登園にご協力をお願いします。
- お子さまの様子、連絡事項を保育士にお伝えください。アプリにもご入力ください。
- 登園の時点で 37.5℃以上の熱がある場合はお受けできません。また、下痢・嘔吐等体調不良時や、外遊びができない状態のお子さまは、ご自宅での静養をお願いします。
- 園で発熱が確認され、**37.5℃を超え**、お子様の状況も加味し必要な場合には保護者の方の勤務先へ連絡いたしますので早急のお迎えをお願いします。
- 保護者の方が職場を離れる場合や在宅勤務(出張など)は必ず登園時に所在をお知らせください。
- 予防注射後の副反応を考慮し、登園前に医療機関に寄り接種した場合には、当日の保育はお受け出来ませんので、ご注意ください。
- 玄関カードリーダーにセキュリティーカードをかざし、園内に入室してください。
- 感染症疾患のために欠席した場合は、必ず医師の許可「登園許可証明書」、「登園届」、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症登園届」等を得た上で、登園時に必ずご提出をお願いします。（詳細は P17～20 をご覧ください）
- 転居、転職等の家庭状況が変更になった際は速やかに区役所と保育園へ連絡をお願いします。
- 登降園時は、玄関右横に設置しているタッチパネルを忘れず押してお入りください。
- 汚れ物は適時、お持ち帰りください。

2. 欠席・遅刻・早退について

- 欠席、遅刻をする場合は、
朝8時45分までに、アプリ(入力し公開する)や電話でのご連絡をお願いします。
ちゅいれっく西新井駅前保育園(TEL 03-5888-7916)へ
(給食の提供数確定のため、お休み等の連絡は遅くとも9:00迄にお願いします)
※体調不良でお休みをされる場合は、電話にて詳細をお伝えください。
- 早退する場合は、お迎え時間をアプリや電話での連絡、または、直接保育士にお伝えください。
- やむを得ない理由により降園時間の変更や送迎者の変更などが生じる場合は、必ずご連絡ください。
ご連絡がなく予定していたお迎えの時間を過ぎた場合は、緊急連絡先等に連絡をいたします。保護者と長時間を過ぎても連絡がつかない場合には、警察に届け出る等の対応をとる場合がありますので、ご了承ください。

3. カードキー、タッチパネルについて

- カードキーは家庭数で発行しています。(1 家庭 2 枚発行)。
- カードキーをお持ちでない方がお迎えに来られる場合は、送迎者登録票で確認させていただきます。
- カードキーを紛失された場合は実費 1,000 円(税抜)を徴収させていただきますので御了承下さい。
- 登降園時は、玄関横に設置しているタッチパネルをご利用ください。

4. 駐輪場・駐車場について

- 園の駐車場はありません。お子様の安全のため、また近隣への迷惑とならないよう車での送迎はできませんのでご了承下さい。
- 自転車を利用する方は、お子様のヘルメット着用を義務とし、停止の際にはお子様を乗せたまま自転車から降りないようにお願いします。また、安全のために保険加入をお勧めしています。
- 恐れ入りますが、送迎以外での駐輪はご遠慮ください。

5. 持ち物・服装について

- 全ての持ち物・衣類等には必ずお名前のご記入をお願いします。
(大きく、はっきりと。消えてきたら再度記入して下さい。紛失、入れ間違えの原因となります)
- 動きやすく、汚れてもよい服装を着用し、着替えは常に補充のご用意をお願いします。
- 寝返りが出来るようになりましたら、上下分かれている物(上着,下着とも)が望ましいです。
- スカート、フード、紐付きのもの、スパンコールのような飾りの付いた洋服、サンダルのような履物、飾りのついたヘアゴム、バックのキーホルダー等は危険を伴いますので、お避けください。安全上禁止とさせていただきます。

6. 短縮(慣らし)保育について

- 入園時には、保育園に慣れるための期間を設けています。短い時間から少しずつ保育園に慣れていけるよう、お子様の状況を見ながら保護者の方と相談の上進めていきますのでご協力をお願い致します。

7. 写真販売について

- 当園では、日々の保育の様子を写真に撮り、写真販売会社を通して写真販売をしております。
- 購入方法に関しましては、別途書面をご参照頂き販売開始時にご説明させていただきます。

8. 災害時の連絡手段について

- 災害時等有事の際の連絡手段として、「伝言ダイヤル 171」と「さくら days」を運用させていただきます。
「さくら days」については事前に保護者様の登録が必要となります。詳しくは後述の「災害時の連絡手段について」をご参照ください。どちらも園からの発信のみとなり、保護者の方からの発信はできません。

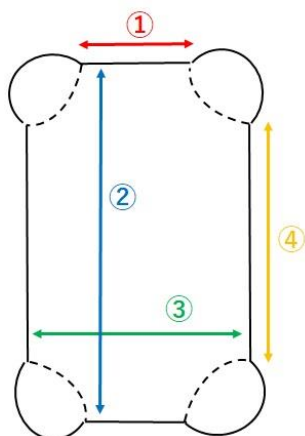
9. 個人情報の取扱いについて

- 弊社の個人情報の取扱いについては後述の「プライバシーポリシー」にてご確認ください。
- 保護者の皆様が撮られた写真や写真販売で購入された写真の中で他の園児が写っているものについて、取扱いには十分注意して頂き、ブログ等にアップすることはおやめください。
その他入手した情報についても同様にお願い致します。

入園時に用意していただくもの

★以下の日々の荷物が入る通園用バックをご用意ください。

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
着替え（上下・肌着） （ビニール袋の中に入れて下さい）		1セット	1セット	1セット	1セット	1セット	1セット
予備の着替えと ビニール袋		それぞれ 3枚ずつ	それぞれ 3枚ずつ	それぞれ 3枚ずつ	それぞれ 2枚ずつ	それぞれ 2枚ずつ	それぞれ 2枚ずつ
食事用エプロンと ビニールの袋(1枚) ※毎日、持ち帰り洗濯		3枚 ※サブスク利用者限定、 オプションあり	3枚 ※サブスク利用者限定、 オプションあり	2枚 ※サブスク利用者限定、 オプションあり			
歯ブラシ・コップ・袋 ※毎日持ち帰り、歯ブラシ 等の点検。				コップ・袋 （歯磨き指導後に使用）	1セット （歯磨き指導後に使用）	1セット （歯ブラシカバーなし）	1セット （歯ブラシカバーなし）
午睡用バスタオル ※毎週末に持ち帰り洗濯。		1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	
午睡用シーツ サイズは下記参照ください		1枚	1枚	1枚	1枚	1枚	
上ばき ※上履き入れも用意 ※0歳児のみソックス				1足 屋上用	1足 常時着用	1足 常時着用	1足 常時着用
紙おむつ ※1枚ずつに名前を記入 ※入園時のみ10枚の用意		5枚 ※サブスク利用の場合は不要	5枚 ※サブスク利用の場合は不要	5枚 ※サブスク利用の場合は不要			
お尻拭き（ナップ）		1袋 ※サブスク利用の場合は不要	1袋 ※サブスク利用の場合は不要	1袋 ※サブスク利用の場合は不要			
スタイ		適宜	適宜				
水筒		マグマグ等	○ ストロー付き	○ コップ無 直飲み	○ コップ無 直飲み	○ コップ無 直飲み	○ コップ無 直飲み



ゴムを通す

【午睡用シーツ（左図）】

- ・0歳児：①17cm ②100cm ③55cm ④67cm
- ・1～4歳児：①16cm ②120cm ③65cm ④96cm

【保育園では以下のご用意をします】

- ・ウェットティッシュ・手拭き用ペーパータオル
- ・午睡用布団（メッシュベッド）・園帽子
- ・母乳実感哺乳瓶 ・ミルク（和光堂はいはい）

一日の保育の流れについて（デイリープログラム）

園での生活について、おおよその時間的な流れは下記のようにしております。

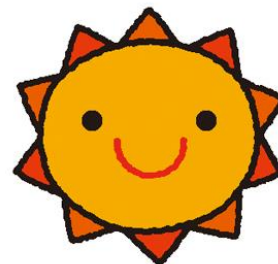
0・1 歳児クラス		2歳児クラス		3歳以上児クラス	
時間	保育内容	時間	保育内容	時間	保育内容
7：00	登園開始 健康観察（検温） 室内遊び・合同保育 おむつ交換、排泄 片付け	7：00	登園開始 健康観察（検温） 室内遊び・合同保育 片付け・排泄	7：00	登園開始 健康観察 室内遊び・合同保育 片付け
9：00	おやつ、朝の会	9：00	おやつ、朝の会	9：00	リズム遊び、排泄
9：30	リズム遊び	9：30	リズム遊び		朝の会
9：50	おむつ交換、排泄				
10：00	室内遊び 戸外遊び、散歩など （個別設定）	10：00	排泄・室内遊び 戸外遊び・散歩など	10：00	室内遊び 戸外遊び・散歩など
11：00	おむつ交換 給食（離乳食）	11：15	排泄・手洗い	11：20	排泄・手洗い
12：00	着脱・おむつ交換 午睡	11：30	給食	11：45	給食
		12：10	着脱・排泄・午睡準備 絵本読み聞かせ 午睡	12：30	歯磨き・着脱・排泄・午睡準備 絵本読み聞かせ 午睡（年長組：午睡無）
15：00	目覚め・検温・おむつ交換 手洗い、おやつ 自由遊び ※ 月 齢 によって午睡は 個別対応 授乳（適時）	15：00	目覚め・検温・排泄	15：00	目覚め・検温・排泄
		15：20	手洗い、おやつ	15：20	手洗い、おやつ
		15：45	帰りの会	15：45	帰りの会
16：30	室内遊びなど 水分補給	16：30	室内遊びなど 水分補給	16：00	室内遊び、屋上遊びなど 水分補給
17：00	合同保育 おむつ交換	17：00	合同保育	17：30	合同保育
18：00		18：00		18：00	
18：30	補食・夕食 合同保育 自由遊び	18：30	補食・夕食 合同保育 自由遊び	18：30	補食・夕食 合同保育 自由遊び
20：00	降園終了	20：00	降園終了	20：00	降園終了

年間行事予定

月	保育関係	保健	月	保育関係	保健
4月	★入園を祝う会 ※新入園児のみ 進級を祝う会 ★保育参観(個人面談)		10月	★運動会  秋の遠足 ハロウィン	秋の健康診断
5月	こどもの日集会	春の健康診断	11月		
6月	虫歯予防集会 プール開き	歯科検診	12月	★クリスマス発表会 ★個人面談	
7月	七夕集会 ごっこあそび		1月		
8月	★夏祭り プール納め		2月	節分集会(豆まき)	
9月	★引渡し訓練		3月	ひなまつり集会 お別れ会 ★卒園式 ※卒園児保護者のみ 入園説明会 修了式	
定例	誕生会・クッキング(毎月)・身体測定・避難訓練(毎月)・園外保育(随時) ・個人面談・運営委員会(年2回)・懇談会・英語教室・保育士体験				
その他	地域交流 小学校交流会				

★印は保護者参加の行事

※上記行事は予定のため、変更する場合があります。



お子様の病気・ケガなどの対応について

【お子さまの病気・けがへの対応】

- 発熱・下痢・嘔吐などの症状やケガ（程度の軽いものを除きます）が発生した場合には、園で応急処置を行った上で保護者にご連絡をしますので、すみやかにお子さまのお迎えをお願いいたします。
なお、保護者の方と相談の上、または園の判断で病院の診断・治療を受ける場合があります。
- 登園後下痢、嘔吐などの症状がある場合には、感染症の疑いがあるため、すみやかにお子さまのお迎えをお願いします。

ちやいれっく西新井駅前保育園 嘱託医

キャップクリニック西新井

<住所> 東京都足立区西新井栄町 2-4-10
ソラトカゼト 2 階

<電話> 03-5888-4216



- 既往症・持病のために主治医のいるお子様については、そちらに連絡を取り、処置をお願いすることもありますので、連絡先を保育士にお伝えください。
- 医療過誤、搬送中の事故の他、園側に過失なき事情による事故については責任を負いかねます。

身体測定・健康診断について

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しています。

・身体測定

月 1 回、実施します。身長・体重の測定結果は、アプリで配信しますのでご確認ください。

・健康診断

保育園では、0 歳児は毎月、1 歳児以上は年 2 回実施します。診断結果については、健康カードに記入させていただきます。

・歯科検診

年 1 回実施します。（全園児）

感染症対策について

園では感染症拡大を防止する目的で対策を行っております。ご家庭においても感染症を広げないために十分ご注意ください。

感染症疾患一覧表

病名	潜伏期間	主な症状	予防 接種
インフルエンザ	1～4 日	急な発熱、頭・のど・関節の痛み、鼻水が増え咳がひどくなる。	有
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18 日	耳の下の腫れと痛み。	有
水痘 (みずぼうそう)	14～16 日	身体に赤いポツポツができて、やがて水ほうになり、かさぶたになる。	有
感染性胃腸炎	ロタ：1～3 日 ノロ：12～48H	嘔吐、白っぽい水のような下痢がひどくなる。発熱・腹痛。	ロタ は有
溶連菌感染症	2～5 日	発熱、のどが赤く腫れる。やがて細かい発疹が全身にでる。腎炎になることがある。	
麻疹 (はしか)	8～12 日	目やに、涙目、咳、高熱とともに全身に発疹ができる。	有
風疹 (3日はしか)	16～18 日	発熱、身体にあわ粒大のうすい発疹ができる。	有
手足口病	3～6 日	手足と口の中に赤いポツポツができる。	
伝染性紅斑 (りんご病)	4～14 日	両頬が赤い、手の甲側の腕が赤い。	
マイコプラズマ肺炎	2～3 週間	しつこい咳 (乾いたような咳)、高熱がつづく。	
ヘルパンギーナ	3～6 日	突然の高熱、のどに水疱ができて痛い。	
咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14 日	発熱、目が赤い、のどが赤く腫れる。	
流行性角結膜炎 (はやり目)	2～14 日	涙目、目の充血、うみのような目やにが多くでる。	
急性出血性結膜炎	1～3 日	目の充血、白目に出血がある。	
病原性大腸菌感染症 (腸管出血性大腸菌感染症)	3～4 日	激しい腹痛、下痢、嘔吐、血便。	
百日咳	7～10 日	特有な咳 (コン、コン、コンコンヒュー) がだんだんひどくなる。夜中は特にひどくなる。	有
A 型肝炎	15～50 日	発熱、だるい、嘔吐、下痢。	
結核	2 年以内特に 6 ヶ月 以内が多い	発熱、長く続く咳、痰。	有
伝染性膿痂疹 (とびひ)	2～10 日	あせも、虫さされの掻き壊しからジュクジュク汁がでる。化膿した皮膚が次々と増える。	
突発性発疹	約 10 日間	突然の高熱、生後初めての発熱が多い。熱がさがるとともに全身に発疹ができる。	
帯状疱疹	不定	神経にそった皮膚に痛み、かゆみを伴う丘疹	
RS ウイルス感染症	4～6 日	発熱、せき、鼻水などかぜのような症状だが、乳児期早期では気管支炎・肺炎で入院が必要となることがある。	

1. 「登園許可証明書」「登園届」「インフルエンザ登校・登園・登室届」について

(1) 医師が記入した「登園許可証明書」が必要な感染症

下記の一覧表の病気については、登園に際し医師の証明「登園許可証明書」が必要です。「登園許可証明書」は次ページの書式をコピーしてお使いください（園でもご用意しています）。医師の署名捺印のあるものは公的な文書であり、医師の責任を伴うものなので有料となります。

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱したあと3日を経過してから
百日咳	特有の咳がなくなるまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが消失し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えてから
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになってから
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなった後、2日を経過してから
結核	園医その他の医師において感染のおそれがないと認められてから
腸管出血性大腸菌感染症 流行性嘔吐下痢症 （O-157,O-26,O-111等）	園医その他の医師において感染のおそれがないと認められてから 医師により感染の恐れがないと認められてから
流行性角膜炎・結膜炎	
急性出血性結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	

(2) 「登園届」が必要な感染症

下記一覧の病気については、かかりつけの医師の診断に従い、「登園届」の提出をお願いします。「登園届」は次ページの書式をコピーしてお使いください（園でもご用意しています）。感染力のある期間に配慮し、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園であるよう、ご配慮ください。

感染症名	登園のめやす
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん	解熱してから1日経過し、機嫌が良く全身状態が良いこと
手足口病	発熱や口腔内の水ぼうそう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから

(3) インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届

インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症に関しては保護者負担軽減のため、治癒した際の医療機関受診を必須とせず、「インフルエンザ登校・登園・登室届」を保護者が記入し、保育園に提出する方法も認めることになりました。（インフルエンザは令和5年1月より、新型コロナウイルス感染症は令和5年6月より）

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病 名	登校・登園・登室停止期間
1	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（※1）	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
6	結 核	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
7	アデノウイルス感染症（※2）	主症状が消失した後2日を経過するまで
8	咽頭結膜熱（アデノ熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
11	腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
12	髄膜炎菌性髄膜炎	医師の判断がでるまで（感染の恐れがないと認められていること）
13	インフルエンザ（※3）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳幼児は3日 ※4）を経過するまで
14	新型コロナウイルス感染症（※3）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（無症状の場合は検査日から5日を経過するまで）

※1 第2種感染症の対象ではない。

※2 足立区医師会のご意見を基に、登校・登園・登室許可証を提出する対応となった（令和6年3月～）。

※3 保護者記入の「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」の提出も認める。入院した、症状が重かった、呼吸器症状が続く、医師の指示があった等の場合は受診し、本紙「登校・登園・登室許可証」を提出する。

※4 乳幼児はウイルス排泄が長期に及ぶため、登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

（提出先） 学校・園・学童室 年 組 氏名

年 月 日から登校・登園・登室可能と判断します。

医療機関名 医師名 印

切り取り

登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師から診断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病 名	登校・登園・登室のめやす
1	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、発熱がなく、全身状態が良いこと
2	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
3	手足口病	発熱がなく、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
4	ヘルパンギーナ	発熱がなく、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること
5	感染性胃腸炎	発熱がなく、嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
6	RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良いこと
7	マイコプラズマ肺炎（感染症）	症状が改善し全身状態が良いこと

医師の判断を受け、必要とする場合に空欄部分に病名を記載して提出する。

（提出先） 学校・園・学童室 年 組 氏名

受診医療機関名 受診日 月 日、月 日

月 日に集団生活が可能な状態となりましたので、月 日より登校・登園・登室を再開します。

年 月 日 保護者名（自署）

令和6年9月1日改定

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届

(提出先) _____ 学校・園・学童室

_____ 年 _____ 組 児童・生徒氏名

※ 足立区医師会会員の医療機関へお願い

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、医療機関にて太枠部分の記入(文書料無料の扱い)にご協力をお願いいたします。

※ 医療機関へ様式の手参をしていなかった場合や足立区医師会会員ではない医療機関を受診した場合は、太枠部分についても保護者が記入してください。

診断名 (該当するものに○)	インフルエンザ (A型 ・ B型 ・ 不明)
	新型コロナウイルス感染症
診断した医療機関名 (医療機関で記入の場合、ゴム印等の押印可)	
受診した日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ()
発症した日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

発症からの 日数	0 日目 (発症日)	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の 最高体温									
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)									

※ 裏面の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック☑を入れてください。

【インフルエンザ】

- ☐ 発症後 5 日を経過しました。
- ☐ 解熱した後 2 日 (乳幼児は 3 日) を経過しました。

【新型コロナウイルス感染症】

- ☐ 発症後 (無症状の場合は検査日から) 5 日を経過しました。
- ☐ 症状が軽快して 1 日を経過しました。

上記 2 つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、_____ 年 _____ 月 _____ 日
より登校・登園・登室を再開します。

保護者氏名 (自署) _____

足立区教育委員会 足立区医師会と協議済 (令和 5 年 6 月より運用開始)

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

- 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児については3日）を経過するまで。
- 網掛け部分は出席停止の日。

学校・学童室	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校再開可能		
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能		
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校再開可能	

就学前施設	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能		
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能	
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園再開可能

就学前施設・・・幼稚園・認定こども園・認可保育園・小規模保育施設・認証保育所・保育ママ

※ 解熱した後も呼吸器症状(咳・鼻水等)が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。

【記入例】インフルエンザ ※例1の場合2/7から、例2の場合学校・学童室は2/7から、就学前施設は2/8から出席可能

発症からの日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	38.6	37.9	37.8	36.5	36.2	36.2	36.5	36.4	
解熱した日 (要求された日) (○を記入)			○	○					

例1 2/3朝熱があったが、午後熱が下がった(平熱になった)場合

例2 2/3就寝時まで熱があったが、2/4起床時熱が下がっており、その後発熱はない場合

注意！解熱した当日だけ○をつけてください(例1か例2どちらかになります)。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

- 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
- 無症状の場合は、検査日から5日を経過するまで。
- 網掛け部分は出席停止の日。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目		登校登園登室再開可能		
例2	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	症状軽快	症状軽快後1日目	登校登園登室再開可能	
例3	無症状 検査陽性	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校登園登室再開可能		

※無症状で検査陽性の後、発症した場合は、改めて医療機関へ受診するとともに、登校・登園・登室について相談してください。

【記入例】新型コロナウイルス感染症 ※例1の場合2/7から、例2の場合2/8から出席可能

発症からの日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	/
その日の最高体温	37.6	37.7	36.5	36.6	36.4	36.5	36.3	36.4	
解熱した日 症状軽快した日 (○を記入)				○		○			

例1

例2

主な症状(熱だけでなく咳・鼻水・のどの痛み等)が軽快した日に○をする

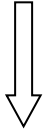
注意！症状が軽快した日だけに○をつけてください。

2. 二次感染予防について

下痢便・嘔吐物のついた衣類は、二次感染予防のため洗浄せずそのままお返し致しますので、ご了承ください。

＜汚物がついたリネン類の洗濯・消毒＞

汚物の除去



消毒



洗濯

- ① 汚物のついたリネン類を取り扱う時は、必ず使い捨てのビニール手袋を着用し汚物が直接皮膚に触れないように防護して下さい。
- ② 汚物がついたリネン類は専用のビニール袋等に入れ、周囲を汚染しないように十分注意して下さい。
- ③ 汚物を十分に落とした後、塩素系消毒液（0.02%次亜塩素酸ナトリウム）に30～60分間浸すか、85℃で1分間以上になるように熱湯消毒して下さい。
- ④ 消毒後、他のものと分けて最後に洗濯して下さい。



保育園での与薬について

医療機関ではないため、原則として与薬は保育園では行いません。

そのため与薬が必要な場合は登園前、または帰宅後にご家庭で与薬していただきます。

主治医の診察を受ける際は、お子さまが保育園に通っており、保育園では「原則として与薬を行っていない」ことをお伝えいただくとともに、与薬の場合は、1日3回服用の薬は朝夕2回、または朝・夕・寝る前の処方となるよう配慮していただくように依頼をお願いいたします。

しかし例外として、慢性疾患で、保育時間内に薬の服用なしでは健康な日常が送れないと主治医が判断した場合に限り、園長との確認のうえで保育園での与薬を行っております。事前にご相談ください。



災害に備えて

1. 家庭で確認しておきたいこと

- ・普段から家庭の皆さんで、災害時の備えについて話し合っておきましょう。
- ・地域の一時集合場所を覚えておきましょう。
- ・災害発生時や警戒宣言発令時に備え、園児を迎えに行ける人を決めておきましょう。



2. 災害時・特別警報等発令時の対応

- ① 災害時・特別警報等がだされると、テレビ・ラジオで放送されるとともに、行政の防災無線でも広報されます。
- ② 災害時・特別警報等が解除され安全が確保されるまでは、保育園は臨時休園になる場合もあります。
- ③ 災害時の連絡手段として、緊急時は伝言ダイヤル（171）・さくら days で行います。次ページにてご確認ください。
- ④ 電話でのお問い合わせは避けてください。
- ⑤ 保護者の皆様は、すみやかに園児をお迎えにきてください。
- ⑥ お迎えはかならず「送迎者登録票及び緊急引き渡しカード」に記載されている方をお願いします。
- ⑦ 園児はお迎えがあるまで保育園で保護します。
- ⑧ 状況に応じて下記の避難場所に避難する場合があります。その際は伝言ダイヤル（171）・さくら days でお知らせします。

3. 保育園での対策・非常災害時の対策

消防計画作成（変更）届出書	西新井消防署 令和2年3月届出 防火管理者：高橋 緑	
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練（月1回）・引渡し訓練（年1回）と他に防犯訓練を実施します。年1回警察署による防犯訓練を実施します。	
防災設備	自動火災探知機・煙感知器・誘導灯・消火器・消火栓	
避難場所	第一避難場所（地域指定避難場所）：栗原小学校 広域避難場所：西新井駅西口地区一帯	
消防署	【管轄消防署】西新井消防署	電話：03-3853-0119
警察署	【管轄警察署】西新井警察署	電話：03-3852-0110

災害時の連絡手段について

災害用伝言ダイヤル171

1、災害時の連絡手段

音声による伝言板で、固定電話や携帯電話、スマートフォンで確認が可能です。

2、サービスについて

NTT が災害発生時に提供するサービスです。

3、利用方法

ガイダンスが流れるので、その指示に従って行います。

- ①「171」をダイヤル ※接続された時点で使用方法については最後までガイダンス有り
 - ②<再生>を番号で選択入力
 <再生>→「2」
 - ③伝言の登録元（保育園）の電話番号を市外局番から「03-5888-7916」入力
 - ④「1」の後に「#」を入力
 - ⑤新しい伝言から流れる

4、利用上の制限について

上記サービスの実際の利用にあたっては、保育園からの発信のみとさせていただきます。

さくら days

1、災害時の連絡手段

現在利用されているアプリの「メッセージ」「連絡帳」機能等サービスを利用して情報を提供します。
スマートフォン、タブレット等で確認が可能です。

2、利用上の制限について

- 通信料・パケット通信費は、登録者の負担となりますのでご了承ください。
- 通信事業者のシステム障害などの条件によってインターネット（データ通信）の閲覧及びメール配信に障害が発生する場合があります。

給食について

食育を推進する当園は、安全な食材を使用し、園内調理室にて調理した手作り給食を提供します。

1. 保育園の給食栄養について

★一日の栄養割合（0、1、2 歳児）



区分	家庭	保育園			家庭
	朝食	おやつ	昼食	おやつ	夕食
割合	25%	50%			25%

★一日の栄養割合（3、4、5 歳児）

区分	家庭	保育園		家庭
	朝食	昼食	おやつ	夕食
割合	30%	40%		30%

2. 献立表について

- 献立表は、毎月配布します。
- 都合により、献立を変更する場合がありますので、ご了承ください。
- 季節の食材を摂り入れ、バランスのよい献立を心掛けています。
- 咀嚼力向上のために噛みごたえのある昆布や小魚のおかしや、乳幼児期に見合った煎餅など、市販のおやつの提供もあります。（かみかみおやつ）

3. 衛生面について

- 集団給食開始届書を足立区保健所へ令和 2 年 3 月届出済です。
調理関係者及び保育職員全員が、毎月腸内細菌検査を行って衛生管理に心掛けています。

4. 園の離乳食について

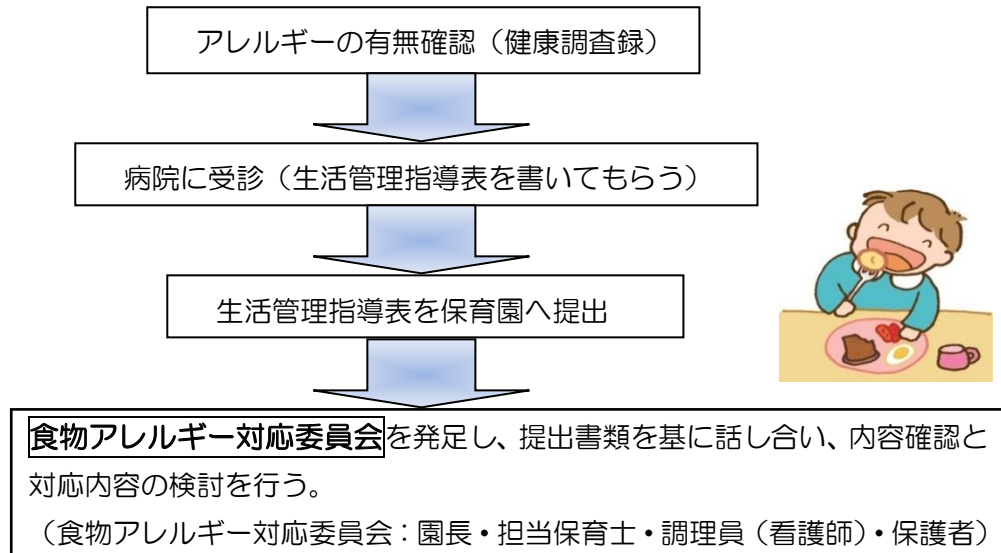
- 0 歳児は個々の成長によって栄養量を考慮して行っています。
- 入園時からゴックン期・モグモグ期・カミカミ期・パクパク期に合わせて家庭と相談しながら進めています。

食物アレルギー児への対応について

食物アレルギーの給食対応は、園が指定する書類に基づいて提供することを原則とします。書類がそろわない場合は給食の提供が開始出来ない場合があります。

（園が指定する書類：①健康調査録 ②生活管理指導表 ③除去解除申請書）

入園受付時



毎月

保育園 → 保護者へ

次月の献立表の内容を確認依頼
※献立表の確認をして頂き再度提出して頂きます

半年に1度（1年に1度）

保護者 → 保育園へ

生活管理指導表提出
※提出の頻度は医師の指示により、半年に1度もしくは1年に1度の提出です

◆保育園では、アレルゲンとなる食物が完全に食べられるようになるまでは、除去食となります。成長・発達の著しい乳幼児は、食べられる食品の中から、必要な栄養量を取ることが大切です。また、日常生活も見直しながら、身体の免疫力を上げ、アレルゲン食品もたべられるようにしていくことも大切です。医師の指示に基づいて、少量ずつ摂取して慣らす場合は、ご家庭にてお願い致します。

◆除去食の必要がなくなったら

アレルギー除去食を解除する場合は、主治医から解除の診断を頂いたうえで「除去解除申請書」をご提出下さい。指定の書類が提出された翌日から実施となります。

ご意見・苦情・相談について

要望苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。保育内容や子育てに関するご相談、苦情・ご意見等がありましたらお気軽にご連絡ください。

受付方法	面接、電話、文書、メールなどの方法により、相談・苦情を受け付けています。 玄関の入口にご意見箱を設けています。
------	--

	受付場所	担当者	電話番号	メールアドレス
相談・苦情 受付担当者	保育園	保育士	03-5888-7916	nishiarai@procare.co.jp
	運営事業者 株式会社 プロケア	(子育て支援本部) エリアマネージャー	03-6233-7800 (受付時間: 月～金 /9時～18時)	info@procare.co.jp
	運営事業者 株式会社 プロケア	ホットライン (相談専門窓口)		hotline@procare.co.jp
相談・苦情 解決責任者	保育園	園長	03-5888-7916	nishiarai@procare.co.jp

●その他の相談窓口

・足立区教育委員会 子ども家庭部子ども施設整備課私立保育園係

- ① 電話 … 03-3880-5889
- ② 封書 … 〒120-8510 東京都足立区中央本町 1-17-1
足立区教育委員会 子ども家庭部子ども施設整備課私立保育園係

・第三者委員

園や運営事業者に直接相談しづらい内容について、相談窓口となっただき、第三者の公平な立場から意見を述べていただきます。

運営委員会に参加いただき、必要に応じて助言をいただきます。

横田 和英 先生(児童委員)

- ① 電話 … 090-2561-6282

プライバシーポリシー

1. はじめに

株式会社プロケア（以下「当社」といいます）は、プライバシー・個人情報（以下、「個人情報」といいます）の保護を重要な課題と考え、ネットワーク社会における責務を果たしてまいります。

2. 個人情報の定義について

本ポリシーにいう個人情報とは、本人（保護者）の氏名、生年月日、電話番号、住所、勤務先等の情報で、このうちの1つまたは複数の組み合わせにより、個人を特定することのできる情報を言います。

3. 個人情報の利用について

当社では、個人情報を、園児・児童等に対する保育・教育的効果を高める為、園児・児童等の適切な管理をする為、園児・児童等の健康管理の為、必要時のご連絡のため、その他正当な目的の為に使用します。当社は個人情報を、保護者の同意なく上記利用目的以外には利用いたしません。但し、次の場合は除きます。

一、保護者の同意がある場合

二、法令に基づく場合

三、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき。

四、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき。

五、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、保護者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4. 個人情報の第三者への非開示

当社は、第三者へ個人情報の開示はいたしません。但し、次の場合には、第三者への開示をすることがあります。

一、保護者の同意がある場合

二、法令に基づく場合

三、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき。

四、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、保護者の同意を得ることが困難であるとき。

五、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、保護者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

5、個人情報の委託

当社は、園医等、業務の委託先に情報を提供することがあります。この場合、必要な限度で個人情報を提供し、契約等の義務付けによりその委託先からの漏えい、再提供の防止を図ります。

6、個人情報の訂正等について

既に登録した個人情報の開示・訂正・利用停止（以下、総称して「訂正等」といいます。）を希望される場合は、各園または末尾の当社連絡先までご連絡下さい。その際、訂正等手続きについてご案内いたします。なお、訂正等にあたっては、ご本人を確認する証明書などが必要となりますので、予めご了承ください。

7、リンク先のサイトに関して

当社のウェブサイトからリンクされている他のウェブサイトにおいては、個人情報の安全確保については、当社は責任を負いかねます。各リンク先においては、個人情報の取り扱いに関する規程内容をご自身でご確認いただき、安全を確保されるようお勧めいたします。

8、関係法令及びその他の規範の遵守について

当社では、ご提供いただいた個人情報に関して適用される法令及びその他の規範を遵守いたします。また、日本国の従うべき法令その他の規範の変更にともない、本ポリシーを改定することがあります。その際は、当社ウェブサイト上、電子メール又は書面などで直ちにご案内いたします。

9、お問い合わせについて

当社の個人情報の取り扱いに関するご意見・ご質問は、各園または、下記までお願いいたします。

株式会社プロケア TEL 03-6233-7800 info@procare.co.jp

その他

1、利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

当園は、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。

当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認します。

当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとします。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市区町村が利用を取り消したとき。
- (2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市区町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

2、緊急時等における対応方法

当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保育・教育の提供により事故が発生した場合は、足立区子ども家庭部子ども施設整備課私立保育園係及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

利用子どもに対する保育・教育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

3、虐待の防止のための措置

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

※虐待等の行為とは、「児童福祉法第33条の10各号に規定する行為」、その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をいいます。

当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、足立区子ども家庭部子ども施設整備課私立保育園係・児童相談所等適切な機関に通告します。

4、裁判管轄

ちやいれっく西新井駅前保育園利用契約その他当園に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

提出書類一覧表

【入園時】	
1	重要事項説明同意書
2	園児送迎者登録票
3	個人情報承諾書
4	家庭調査表
5	入園までの生活状況
6	健康調査録
7	緊急連絡表
8	母子手帳（入園前面談の際にご持参ください。）
9	「虫さされ薬」に関する同意書
その他（状況により必要）	食物アレルギーがある場合 ・ 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表

【継続時】	
1	重要事項説明同意書
2	個人情報承諾書
3	家庭調査票
4	緊急連絡表
5	「虫さされ薬」に関する同意書
内容に変更があった場合	変更があれば、既にご提出頂いた物のコピーをお渡ししますので赤字で記入し提出してください。 ● 園児送迎者登録票 ● 健康調査録
その他（状況により必要）	食物アレルギーがある場合 ● 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表